# 姶良市農業委員会総会議事録(令和2年8月)

- 1. 開催日時 令和2年8月31日(月) 午後1時30分~午後3時まで
- 2. 開催場所 蒲生総合支所 本館2階 大会議室

### 農業委員 出席委員(19人)

1番	小長野 誠	11番	堂前 澄男
2番	坂元 廣幸	12番	西泰行
3番	本村 正一	13番	川島・兼次
4番	福森 德昭	14番	内甑 達也
5番	牧野田 隆平	15番	平 富士夫
6番	杉尾 敏憲	16番	岩元 律子
7番	市薗 由美子	17番	松元 信道
8番	白尾 親昭	18番	夏田 恒
9番	今村 逸子	19番	米迫 愼二
10番	野元 幸雄		

### 欠席委員なし

### 農地利用最適化推進委員 出席委員 (6人)

1番	内村 幸雄	7番	松永 政文
2番	宇都和義	8番	松元 健一
3番	扇薗 弘行	9番	池端隆志
4番	柚木 利雄	10番	新屋敷 幸一
5番	大重 孝司	11番	中村 政芳
6番	上福元 克己	12番	柳迫 勝美

欠席委員 2番推進委員、3番推進委員、4番推進委員、 6番推進委員、10番推進委員、11番推進委員

### 3. 議事日程

1. 議事録署名委員の指名

2. 会議書記の指名

- 3. 議案第 1 号 農用地利用集積計画(貸借)の意見決定について
- 4. 議案第 2 号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
- 5. 議案第 3 号 農地転用事業計画変更申請について
- 6. 議案第 4号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について
- 7. 議案第 5 号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について
- 8. 議案第 6号 農地の利用目的変更願について

9. 議案第 7号 非農地証明願について

10. 議案第 8 号 農地あっせん申出(売渡 希望) について決定について

11. 農地あっせんの経過報告

12. 農用地利用集積計画(貸借)の合意解約報告

13. その他

# 4. 農業委員会事務局職員

事務局長 農地係長 農地係主任主査 農地係主査 振興係長 振興係主任主査 加治木農林水産係長

# 姶良市農業委員会総会議事録(令和2年8月)

(大会議室に農業委員全員着席)

振興係長 | 姿勢を正してください。

一同礼。

### [1. 総会の通告]

議長

ただいまから、令和2年度第5回姶良市農業委員会総会を開会いたし ます。

ただいまの出席農業委員は19名中、19名で、定足数に達しており ますので、総会は成立しております。

### 会務報告

議長

それでは、会務報告について、事務局よりお願いします。

事務局

資料により説明。

### 議事録署名委員の指名

議長

議事日程に入ります。

それでは、日程第1、議事録署名委員の指名について、姶良市農業委 員会会議規則第17条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長か ら指名させていただくことにご異議ありませんか。

『異議なし』 委員

議長

それでは、11番農業委員、12番農業委員にお願いいたします。

### 会議書記の指名

議長

つぎに、日程第2、会議書記の指名について、本日の会議書記には、 事務局職員の○○振興係長と○○農地係長を指名いたします。

これからの議案の審議では、農業委員会法第31条の規定の議事参与 の制限により、農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその 配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないと なっておりますので、該当する事案の委員は、審議開始から終了までの 間、退席をお願いします。関係議案、終了後に入室・着席していただき ます。

なお、この規定では、委員本人の方々の事案については、事務局で把握できますが、それ以外の親族等については、把握ができませんので、申し出ていただき退席等よろしくお願いいたします。

### 議案第1号

#### 議長

それでは、日程第3、議案第1号 農用地利用集積計画(貸借)の意 見決定についてを議題に供します。

1番から30番について、事務局の説明を求めます。

#### 事務局

それでは、議案第1号 農用地利用集積計画(貸借)の意見決定についてご説明いたします。総会資料は、1ページ目でございます。こちらは、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地の利用権の設定です。農業委員会で審査決定後、市長がこれを公告することにより、利用権の効力が発生いたします。

公告日は8月31日、契約の始期は9月1日をそれぞれ予定しております。

契約年数につきましては、3年間が1件、5年間が10件、10年間が19件で、合計30件となっております。面積につきましては、合計42、108㎡となっております。

農用地利用集積計画(貸借)の内容につきましては、総会資料の2ページから7ページにございますので、ご確認いただきたいと思います。

なお、総会資料の6ページの27番が1番農業委員、28番から30 番までが9番農業委員の関連する議案となっております。

こちらにつきましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定、 議事参与の制限に基づき、議案の採決に参加できませんので、よろしく お願いいたします。

以上、第1号議案の説明を終わります。

### 議長

それでは、1番から26番までについて、一括して質疑に入ります。 ただいまの事務局からの説明について、質疑のある方は挙手をお願い します。

### 委 員

[質問、意見なし]

#### 議長

それでは、お諮りいたします。

議案第1号 農用地利用集積計画(貸借)の意見決定についての1番から26番までについて、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

### 委 員 [賛成多数]

#### 議長

賛成多数により、議案第1号 農用地利用集積計画(貸借)の意見決

定について1番から26番までについては、原案のとおり決定いたしました。

なお、議案第1号 27番から30番までについては、議事参与制限 により、関係者がいらっしゃいますので、個別案件で質疑し、採決いた します。

27番の関係者、1番農業委員の退席をお願いします。

### 委員 (1番農業委員退席)

議 長 それでは、27番について質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお 願いします。

## 委員「質疑・意見なし」

議長 それでは、お諮りいたします。議案第1号 27番について、原案の とおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

### 委 員 〔賛成多数〕

# 委員(1番農業委員着席)

議長 次に、28番から30番の関係者、9番農業委員の退席をお願いします。

# 委員(9番農業委員退席)

議長 それでは、28番から30番について一括して質疑に入ります。質疑 のある方は挙手をお願いします。

# 委員「質疑・意見なし」

それでは、お諮りいたします。議案第1号 28番から30番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

### 委 員 〔賛成多数〕

議長 

黄成多数により、議案第1号 農用地利用集積計画(貸借)の意見決定について、28番から30番については原案のとおり決定いたしました。

9番農業委員は着席してください。

### 委員

(9番農業委員着席)

### 議案第2号

#### 議長

次に、日程第4 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の 処分決定についてを議題に供します。

1番について事務局の説明を求めます。

#### 事務局

それでは、議案第2号 農地法3条の規定による許可申請の処分決定 についてご説明申し上げます。総会資料は、8ページでございます。今 月の申請件数は、1件となっております。

先般、各担当委員におきまして事前調査がなされ、現地調査報告書の 1ページに調査書がございますので、ご審議の参考として下さい。 それでは、1番についてご説明申し上げます。

譲受人 加治木町木田在住の○○。譲渡人 鹿児島市在住の○○の売買による所有権移転です。申請地の所在は、中津野字小岩崎○○番○

田、字小岩崎〇〇番〇 田、字小岩崎〇〇番〇 田、字小岩崎〇〇番 〇 田、字小岩崎〇〇番〇 田、字宮下川原〇〇番 田、字愛宕迫〇〇 番〇 畑、7筆の1,910㎡となります。

以上で、1番の説明を終わります。

### 議長

ただいまの説明の1番に関連して、12番推進委員に調査の結果並び に補足説明をお願いします。

### 委 員

はい。12番推進委員です。調査報告をいたします。

令和2年8月18日午前10時より、譲受人の職場を訪問し、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。譲受人は会社員で、両親の手伝いをもらいながら、耕作を行っております。機械等は、トラクター、田植機、コンバイン、軽トラ1台、乾燥機等全て揃っており問題ありません。

よって、当申請は、農地法第3条第2項の各号に、該当しないと思われますので、許可相当と思われます。

以上、1番の報告を終わります。

#### 議長

これより、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての、1番について質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

### 委 員

「質疑・意見なし」

### 議長

それでは、お諮りいたします。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての1番については、農地法第3条 第2項の各号に該当しないため許可相当という意見ですが、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

### 委員

[賛成多数]

#### 議長

賛成多数により、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の 処分決定についての1番については、原案のとおり決定いたしました。

### 議案第3号

### 議長

それでは、日程第5 議案第3号、農地転用事業計画変更申請の意見 決定についてを議題に供します。

1番について、事務局の説明を求めます。

#### 事務局

それでは 議案第3号 農地転用事業計画変更申請について、ご説明 します。総会資料は、9ページです。今月の件数につきましては、1件 です。

それでは1番につきまして、ご説明いたします。

申請人は、霧島市の株式会社〇〇 代表取締役〇〇。土地の所在は、変更後が東餅田字上古川〇〇番 田、字上古川〇〇番〇 田 777㎡ のうち442㎡、2筆の合計面積が1,212㎡です。当初の転用目的は宅地造成で、令和2年8月5日に5条許可がなされています。変更後の目的も、宅地造成で、理由としましては、宅地造成(宅地8区画・道路1区画)の計画に至ったとのことでございます。こちらは、議案第5号の5番と関連があります。

以上で、説明を終わります。

#### 議長

ただいまの事務局説明の1番に関連して、2番農業委員に、議案第5号、農地法第5条の規定による処分決定についての5番とも関連がありますので、一括して調査の調査並びに補足説明をお願いします。

#### 委員

はい。2番農業委員です。調査報告いたします。

農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、高樋団地から、南に約150mの位置です。被害防除現況としまして、東が市道、西が里道と田、南が田、北が転用地です。申請実現の確実性としまして、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項はありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。

以上で、終わります。

議長

これより、議案第3号、農地転用事業計画変更申請の1番について、 質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

委員

「質疑・意見なし」

議長

それでは、お諮りいたします。

議案第3号、農地転用事業計画変更申請の1番について、原案のとおり意見決定及び許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

委 員 〔賛成多数〕

議長

賛成多数により、議案第3号、農地転用事業計画変更申請の1番について、原案のとおり意見決定及び許可が決定いたしました。

議案第4号

議長

次に、日程第6 議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請の 処分決定についてを議題に供します。

1番について事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についてご説明いたします。総会資料は10ページでございます。今月の申請件数につきましては、1件となっております。

それでは、1番につきまして、ご説明いたします。

申請人は、鹿児島市在住の〇〇。土地の所在は、平松字西中原〇〇番〇 畑、1筆の352㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第1種低層住居専用地域に指定されており、農地区分は第3種農地と判断されます。転用目的は駐車場で、理由としましては、駐車場として収入を得るためとのことでございます。こちらは、自己資金で対応し、改良区のほうは、区域外のため不要となっております。また、被害防除計画書が添付されております。

以上で、1番の説明を、終わります。

議長

ただいまの説明の1番に関連して、9番推進委員に調査の結果並びに 補足説明をお願いします。

委員

はい。9番推進委員です。調査報告いたします。

農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置ですが、 県立姶良病院から、西に約70mの位置です。被害防除といたしまして、 現況が、東が宅地、西が市道、南が宅地、北が畑と宅地です。申請実現 の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件及 び特記事項はありません。総合意見といたしまして、転用許可基準の立 地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意 見であります。

以上で、報告終わります。

#### 議長

これより、議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決 定の1番について、質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いしま す。

### 委員「質疑・意見なし」

### 議長

それでは、お諮りいたします。

議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての1番について、原案のとおり意見決定及び許可決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

### 委 員 [賛成多数]

#### 議長

賛成多数により、議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請の 処分決定についての1番については、原案のとおり意見の決定及び許可 が決定いたしました。

### 議案第5号

### 議長

次に、日程第7 議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請の 処分決定についてを議題に供します。

1番から8番について説明をお願いします。

まずは、1番について事務局の説明を求めます。

### 事務局

それでは、議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についてご説明いたします。総会資料は、11ページから13ページでございます。今月の申請件数につきましては、8件となっております。それでは、1番につきまして、ご説明いたします。

譲受人 霧島市在住の〇〇。譲渡人 三重県津市在住の〇〇です。土地の所在が、平松字水流〇〇番〇 田、1筆の251㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、準工業地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は、駐車場で、理由につきましては、駐車場の運営で自己の生活安定を図りたいとのことでございます。こちらは、自己資金で対応し、土地改良区からの意見書があります。また、被害防除計画書も添付されております。

以上で、1番の説明を終わります。

### 議長

ただいまの説明に関連して、9番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。

委員

はい。9番推進委員です。調査報告いたします。

農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置ですが、 池田パン配送センターから、東に約70mの位置にございます。被害防 除現況として、東が田、西が宅地、南が荒地、北が宅地です。申請実現 の確実性は、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項 ですが、雨水対策を十分にすることとなっております。総合意見としま して、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査 委員といたしましては、許可意見でございます。

以上で、報告を終わります。

議長

次の、2番について事務局の説明を求めます。

事務局

続きまして、2番につきまして、ご説明いたします。

譲受人は、福岡県福岡市の○○株式会社 代表取締役 ○○。譲渡人は、平松在住の○○です。土地の所在は、平松字目串○○番○ 畑、1 筆の228㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第1種低層住居専用地域に指定されており、農地区分は第3種農地と判断されます。転用目的は宅地造成で、理由としましては、宅地造成工事を行い、建物敷地として販売したいとのことでございます。こちらは、自己資金で対応し、改良区のほうは、区域外のため不要となっております。また、被害防除計画書が添付されております。

以上で、説明を終わります。

議長

ただいまの説明に関連して、17番農業委員に調査の結果並びに補足 説明をお願いします。

委 員

はい。17番農業委員です。調査報告いたします。

農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、白金原公民館から、北西に約20mの位置です。被害防除現況としまして、東が市道、西が畑、南が宅地、北も宅地です。申請実現の確実性ですけども、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は特にございません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。

以上で、報告を終わります。

議長

次の、3番について事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、3番につきまして、ご説明いたします。

譲受人 東餅田在住の○○。譲渡人 垂水市在住の○○です。土地の 所在が、三拾町字外園○○番○ 畑、1筆の501㎡です。申請地につ きましては、土地改良事業の施行もなく、農地の広がりは10ha未満の区域内の農地であり、農地区分は第2種農地と判断されます。転用目的は一般住宅 1棟 107.65㎡で、理由のほうは、現在借家住まいであるため、申請地に自宅を建築したいということでございます。こちらは、融資で対応し、改良区のほうは、区域外のため不要となっております。なお、面積超の理由書・被害防除計画書が添付されております。以上で、説明を終わります。

議長

ただいまの説明に関連して、2番農業委員に調査の結果並びに補足説 明をお願いします。

委 員

はい。2番農業委員です。調査報告いたします。

農地区分は、第2種農地でありますが、その他の農地に該当するため問題ありません。申請地の位置は、三拾町公民館から、北西に約150mの位置です。被害防除の現況は、東が宅地、西が県道、南が畑、北が里道です。申請実現の確実性は、融資証明もあり、確実であります。条件及び特記事項はありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。

以上で、報告を終わります。

議長

次の、4番について事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、4番につきまして、ご説明いたします。

譲受人 鹿児島市の○○株式会社 代表取締役 ○○。譲渡人 福岡県年糟屋郡宇美町ひばりが丘在住の○○他1名です。土地の所在が、加治木町木田字須崎○○番○ 畑、字須崎○○番○ 畑、字須崎○○番

田、3筆の合計面積は676㎡です。都市計画区域内の用途が、近隣商業地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は駐車場で、理由としましては、当社従業員の駐車場の建設計画に至ったとのことでございます。こちらは、自己資金で対応し、土地改良区からの意見書があります。また、被害防除計画書の添付がされております。こちらにつきましては、転用許可地 $\bigcirc$  (871㎡)・ $\bigcirc$  (871㎡)・ $\bigcirc$  (183㎡)・ $\bigcirc$  (176㎡)・ $\bigcirc$  (119㎡)と一体利用となっており、全事業面積が、2,025㎡となっております。

以上で、説明を終わります。

議長

ただいまの説明に関連して、1番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。

委員

はい。1番推進委員です。調査報告いたします。

農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、県自動車学校から、北に約30mの位置です。被害防除の現況は、東が原野、

西が転用地、南も転用地、北が田と宅地です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項はありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。

以上で、報告を終わります。

議長

次の、5番について事務局の説明を求めます。

事務局

続きまして、5番につきまして、ご説明いたします。

譲受人 霧島市の株式会社○○ 代表取締役 ○○。譲渡人 東餅田在住の○○です。土地の所在は、東餅田字上古川○○番○ 田、1筆の442㎡です。都市計画区域内の用途が、第1種住居地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は宅地造成で、理由としましては、宅地造成(宅地8区画・道路1区画)の計画に至ったということでございます。自己資金で対応し、土地改良区からの意見書があります。また、被害防除計画書の添付がされております。こちらは、議案第3号の1番と関連があります。こちらにつきましては、隣接地○○番○(宅地)452.00㎡・○○番(転用許可地)770㎡と一体利用となっており、全事業面積が、1,664.00㎡となっております。

以上で、説明を終わります。

議長

本案件につきましては、議案第3号の1番で、2番農業委員から報告 済でありますので補足説明については、省略いたします。

次の、6番について事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、6番につきまして、ご説明いたします。

借人 加治木町木田在住の〇〇。貸人 加治木町錦江町〇〇です。土地の所在が、加治木町木田字西塩入〇〇番 田、1筆の491㎡です。都市計画区域内の用途が、第2種住居地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は一般住宅 1棟

119.24㎡で、理由としましては、申請地に自己住宅を建築したいということでございます。融資で対応し、土地改良区からの意見書があります。また、被害防除計画も添付されております。

以上で、説明を終わります。

議長

ただいまの説明に関連して、1番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。

委 員

はい。1番推進委員です。調査報告いたします。

農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置ですが、 龍桜高校から、西に約100mの位置です。被害防除現況としましては、 東が宅地、西も宅地、南が市道、北が宅地です。申請実現の確実性は、 融資証明もあり、確実であります。条件及び特記事項はありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見でございます。

以上で、報告を終わります。

議長

次の、7番について事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、7番につきまして、ご説明いたします。

譲受人 加治木町反土の○○。譲渡人 西餅田在住の○○他2名です。 土地の所在が、西餅田字太良山野○○番 畑他8筆、計9筆で合計面積が2,360㎡です。都市計画区域内の用途が、第1種低層住居専用地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は宅地造成で、理由としましては、当地を宅地造成し、住宅建築予定者に販売するとのことでございます。自己資金で対応し、土地改良区からの意見書があります。また、被害防除計画も添付されております。こちらにつきましては、隣接宅地○○番○(50.75㎡)・○○番○(58.33㎡)と一体利用となっており、全事業面積が

2, 469. 08 m²となっております。

以上で、説明を終わります。

議長

ただいまの説明に関連して、17番農業委員に調査の結果並びに補足 説明をお願いします。

委 員

はい。17番農業委員です。調査報告いたします。

農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、エミールこども園から、北に約10mの位置です。被害防除現況といたしまして、東が里道、西が田と畑、南が水路と市道、北が畑です。申請実現の確実性といたしまして、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、特にありません。総合意見といたしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員といたしましては、許可意見であります。

以上で、報告を終わります。

議長

次の、8番について事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、8番につきまして、ご説明いたします。

譲受人 鹿児島市在住の〇〇。譲渡人 千葉県千葉市在住の〇〇です。 土地の所在が、脇元字宮田〇〇番〇 田、1筆の263㎡です。申請地 につきましては、都市計画区域内の用途が、準住居地域に指定されてお り、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は資材置場で、 理由としましては、資材置場として利用したいとのことでございます。 自己資金で対応し、改良区のほうは、区域外のため不要となっておりま す。なお、始末書・被害防除計画が添付されております。 以上で、説明を終わります。

### 議長

ただいまの説明に関連して、17番農業委員に調査の結果並びに補足 説明をお願いします。

### 委 員

はい。17番農業委員が、報告いたします。

農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、脇元地区公民館から、北西に約80mです。被害防除現況といたしまして、東が国道、西が市道、南が宅地、北も宅地です。申請実現の確実性といたしまして、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、特にありません。総合意見といたしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員といたしましては、許可意見であります。

以上で、報告を終わります。

#### 議長

調査員の皆さん、ご苦労様でした。

これより、議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決 定について、1番から8番までについて、一括して質疑に入ります。質 疑のある方は挙手をお願いします。

#### 委員

[質疑・意見なし]

#### 議長

それでは、お諮りいたします。

議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から8番までについて、原案のとおり意見決定及び許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

#### 委員

[賛成多数]

### 議長

賛成多数により、議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請の 処分決定についての1番から8番までについて、原案のとおり意見決定 及び許可が決定いたしました。

### 議案第6号

### 議長

次に、日程第8 議案第6号、農地の利用目的変更願についてを議題 に供します。

1番から6番について説明をお願いします。 まずは、1番ついて事務局の説明を求めます。

#### 事務局

それでは、議案第6号 農地の利用目的変更願についてご説明いたします。総会資料は14ページから15ページでございます。今月の申請

件数につきましては、6件となっております。

それでは、1番につきまして、ご説明いたします。申請人は西餅田在住の○○、所有者も同一でございます。土地の所在は、鍋倉字房屋敷○○番 田、1筆の404㎡です。申請地につきましては、土地改良事業の施行もなく、農地の広がりは10ha未満の区域内の農地であり、農地区分は第2種農地と判断されます。変更後の使用目的は盛土をして畑で、理由としましては、自家利用の家庭菜園にするため、盛土をして畑として利用したいということでございます。また、被害防除計画の添付がございます。

以上で、説明を終わります。

議長

ただいまの説明に関連して、1番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。

委 員

はい。1番農業委員です。報告いたします。

農地区分は、第2種農地であります。申請地の位置ですが、宇都公民館から、北東へ約150mの位置です。被害防除の現況ですが、東が山林、西が川、南が山林、北が転用申請地です。申請実現の確実性ですが、家庭菜園の営農計画書があり、確実であります。条件及び特記事項は、ありません。総合意見といたしましては、現地調査員としては、承認意見です。

以上で、報告を終わります。

議長

次に、2番について事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、2番につきまして、ご説明いたします。申請人は鍋倉在住の〇〇、所有者も同一でございます。土地の所在は、鍋倉字房屋敷〇〇番田、1筆の763㎡です。申請地につきましては、土地改良事業の施行もなく、農地の広がりは10ha未満の区域内の農地であり、農地区分は第2種農地と判断されます。変更後の使用目的は盛土をして畑で、理由としましては、自家利用の家庭菜園にするため、盛土をして畑として利用したいということでございます。また、被害防除計画の添付がございます。

以上で、説明を終わります。

議長

ただいまの説明に関連して、1番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。

委 員

はい。1番農業委員です。報告いたします。

農地区分は、第2種農地であります。申請地の位置ですが、宇都公民館から、北東へ約150mの位置です。被害防除の現況ですが、東が田、西が川、南が転用申請地、北が転用地です。申請実現の確実性ですが、家庭菜園の営農計画書があり、確実であります。条件及び特記事項は、

ありません。総合意見といたしましては、現地調査員としては、承認意 見です。

以上で、報告を終わります。

議長

次に、3番について事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、3番につきまして、ご説明いたします。申請人は薩摩川内市在住の〇〇、所有者は蒲生町上久徳在住の〇〇でございます。土地の所在は、蒲生町上久徳字板木薗〇〇番〇 田、字古屋敷〇〇番 〇、2筆の合計面積が821㎡です。申請地につきましては、土地改良事業の施行がなく、農地の広がりは10ha以上の区域内の農地であり、農地区分は第1種農地と判断されます。変更後の使用目的は盛土をして畑で、理由としましては、水入れ不可で大型機械での作業も困難なため、畑として活用したいということでございます。また、被害防除計画の添付がございます。

以上で、説明を終わります。

議長

ただいまの説明に関連して、5番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。

委 員

はい。5番推進委員です。報告いたします。

農地区分は、第1種農地です。申請地の位置ですが、1筆目が、川東いきいき交流センターから、東へ約450mの位置です。2筆目が、川東いきいき交流センターから、東へ750mの位置です。被害防除の現況ですが、1筆目が、東が田、西が里道、南が県道、北が水路です。2筆目が、東が水路、西が畑、南が山林と河川、北が県道です。申請実現の確実性ですが、水利が不便で畑作を行うので、確実であります。条件及び特記事項は、ありません。総合意見といたしましては、現地調査員としては、承認意見です。

以上で、報告を終わります。

議長

次に、4番について事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、4番につきまして、ご説明いたします。申請人は松原町在住の〇〇、所有者は申請者の亡くなった母親〇〇でございます。土地の所在は、東餅田字野崎尻〇〇番〇 田、1筆の641㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第1種中高層住居専用地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。変更後の使用目的は盛土をして畑で、理由としましては、野菜等を作るためということでございます。また、被害防除計画の添付がございます。

以上で、説明を終わります。

議長

ただいまの説明に関連して、18番農業委員に調査の結果並びに補足

説明をお願いします。

### 委 員

はい。18番農業委員です。報告いたします。

農地区分は、第3種農地です。申請地の位置ですが、松原第3公園から、東へ約10mの位置です。被害防除の現況ですが、東が宅地、西が水路、南が市道、北が水路です。申請実現の確実性ですが、畑として営農計画書もあり、確実であります。条件及び特記事項は、ありません。総合意見といたしましては、現地調査員としては、承認意見です。

以上で、報告を終わります。

#### 議長

次に、5番について事務局の説明を求めます。

#### 事務局

それでは、5番につきまして、ご説明いたします。申請人は東餅田在住の〇〇、所有者は申請人の亡くなった夫〇〇でございます。土地の所在は、船津字早田〇〇番〇 田、1筆の491㎡です。申請地につきましては、土地改良事業があり、農地の広がりは10ha以上の農用地区域内農地であります。変更後の使用目的は盛土をして畑で、理由としましては、木津志に所有している土地は猿害で耕作が難しいため、申請地を畑として利用したいということでございます。また、被害防除計画の添付がございます。

以上で、説明を終わります。

### 議長

ただいまの説明に関連して、18番農業委員に調査の結果並びに補足 説明をお願いします。

### 委員

はい。18番農業委員です。報告いたします。

農地区分は、農用地区域内農地です。申請地の位置ですが、船津公民館から、南西へ約60mの位置です。被害防除の現況ですが、東が里道、西が田、南も田、北が市道です。申請実現の確実性ですが、畑として営農計画書もあり、確実であります。条件及び特記事項は、ありません。総合意見といたしましては、現地調査員としては、承認意見です。

以上で、報告を終わります。

#### 議長

次に、6番について事務局の説明を求めます。

### 事務局

それでは、6番につきまして、ご説明いたします。申請人は東餅田在住の〇〇、所有者も同一でございます。土地の所在は、蒲生町米丸字渕ノ上〇〇番 畑、1筆の180㎡です。申請地につきましては、土地改良事業の施行もなく、農地の広がりは10ha未満の区域内の農地であり、農地区分は第2種農地と判断されます。変更後の使用目的は農業用施設で、理由としましては、水稲栽培の規模拡大を図るため、籾乾燥機施設の増設をしたいということでございます。また、被害防除計画の添付がございます。

以上で、説明を終わります。

#### 議長

ただいまの説明に関連して、5番推進委員に調査の結果並びに補足説 明をお願いします。

#### 委員

はい。5番推進委員です。報告いたします。

農地区分は、第2種農地であります。申請地の位置ですが、大迫団地から、北東へ約150mの位置です。被害防除の現況ですが、東が市道、西が畑と宅地、南が宅地、北が畑です。申請実現の確実性ですが、水稲作の規模拡大をされており、施設の実現は確実であります。条件及び特記事項は、ありません。総合意見といたしましては、現地調査員としては、承認意見です。

以上で、報告を終わります。

#### 議長

それでは、議案第6号、農地の利用目的変更願についての1番から6番について、一括して質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

### 委員

「質疑・意見なし」

#### 議長

それでは、お諮りいたします。

議案第6号、農地の利用目的変更願についての1番から6番について、 原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

### 委 員

「賛成多数]

#### 議長

賛成多数により、議案第6号、農地の利用目的変更願についての1番から6番については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

### 議案第7号

### 議長

次に、日程第9 議案第7号、非農地証明願についてを議題に供します。

1番ついて事務局の説明を求めます。

#### 事務局

それでは、議案第7号 非農地証明願についてご説明いたします。総会資料は16ページでございます。今月の申請件数につきましては1件となっております。

それでは、1番につきまして、ご説明いたします。申請人は平松在住の〇〇、所有者も同一です。土地の所在は、平松字北村園〇〇番〇 畑、字北村園〇〇番〇 畑、2筆の合計面積が322㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第1種住居地域に指定されており、

農地区分は、第3種農地と判断されます。現況は宅地で、平成12年に 転用後、地目変更をしていなかったということでございます。

以上で、説明を終わります。

議長

ただいまの説明に関連して、9番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。

委 員

はい。9番推進委員です。調査報告いたします。

農地区分は、第3種農地であります。申請地の位置ですが、原方公民館の隣接地です。現況といたしまして、申請のとおり宅地で、平成12年ごろ建築して、以後使用しているということです。周囲の現況が、東が宅地、西も宅地、南も宅地、北が県道ということで、非農地として認定するやむを得ない理由といたしまして、宅地となってから、約20年たっており、やむを得ないものと認めます。条件及び特記事項につきましては、ございません。総合意見として、現地調査委員としましては、承認意見であります。

以上で、報告を終わります。

議長

これより、議案第7号、非農地証明願についての1番について、質疑 に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

委員「質疑・意見なし」

議長

それでは、お諮りいたします。

議案第7号、非農地証明願についての1番について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

委 員 「賛成多数]

議長

賛成多数により、議案第7号、非農地証明願についての1番については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議案第8号

議長

次に、日程第10 議案第8号、農地あっせん申出(売渡 希望) についてを議題に供します。

1番について、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案第8号 農地あっせん申出(売渡 希望)について、 ご説明申し上げます。総会資料は17ページです。今月の申請につきま しては、売渡1件となっております。参考資料につきましては、60ペ ージからになりますので、審議の参考としてください。 それでは、1番を説明申し上げます。

内容につきましては、売渡です。土地の所在が、加治木町木田字屋ノ上〇〇番〇 田、1筆の992㎡です。申出人は、東餅田在住の〇〇です。現在の耕作者は、〇〇で令和10年11月30日までの賃貸借契約があります。申請地は、木田の圃場整備区域内の中にありますが、整備がなされていません。現在の耕作者か、周囲の隣接の方が良いのではないかと、申請人が話されていました。売渡譲渡金額は、農業委員会に一任ということです。

以上で、1番の説明を終わります。

議長

事務局の説明が終わりました。議案第8号 農地あっせん申出(売渡希望)の1番について、質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

委 員 [挙 手]

議長

2番農業委員。

委員

はい。2番農業委員です。

事務局より、基盤整備がなされていないとの説明がありましたが、申出人は、基盤整備に反対されたため、基盤整備がなされていません。

議長

ほかに何かありませんか。

委員「意見なし」

議長

それでは、お諮りいたします。

議案第8号 農地あっせん申出(売渡 希望)の1番について、原案のとおり受理することに賛成の委員は挙手をお願いします。

委 員 「賛成多数〕

議長

賛成多数により、議案第8号 農地あっせん申出(売渡 希望)の1 番については、原案のとおり受理することに決定いたしました。

次に、ただいま承認された議案第8号の農地のあっせん申出に係わる 地区あっせん委員の選出について、協議していただきます。

地区委員の方々から選出していただきたいと思います。

自薦他薦いずれでもよろしいです。

委員 「意見なし」

議長

いらっしゃらなければ、事務局案を読み上げます。

議案第8号 農地あっせん申出(売渡 希望)についての、

			1番については、8番農業委員、2番推進委員 3番推進委員 に
			お願いしたいと思います。
		委 員	「はい」
議	長		それでは、担当となられた委員の方々は、よろしくお願いいたします。
議	長		次に日程第11、農地あっせんの経過報告について、進展がありましたら報告をお願いします。まず、事務局からの報告をお願いします。
		事務局	それでは、農地あっせんの経過報告をいたします。 農地あっせんの経過報告の資料の2ページをご覧ください。15番の ○○の貸付ですが、今月の議案第1号で、利用権設定が成立いたしまし たので、完了とします。 以上で報告を終わります。
議	長		委員の皆さんから、何か報告等ございませんか。
		委 員	[質問・意見なし]
議	長		ないようでしたら、この案件は報告ですので、これで終わります。
議	長		次に日程第12、農用地利用集積計画(貸借)の合意解約報告について、事務局の説明を求めます。
		事務局	それでは、農用地利用集積計画(貸借)の合意解約の報告をいたします。8月は5件が提出されております。内容につきましては、別紙、合意解約8月分を、後ほどご確認ください。 以上で、報告を終わります。
議	長		ただ今の事務局説明について、質疑のある方はございませんか。
		委 員	「質問・意見なし」
議	長		ないようですので、それでは、この案件は報告ですので これで終わります。

その他

議長

それでは日程第13、その他でございますが、委員の方から何かございませんか。

委 員

「挙手]

議長

10番農業委員。

委 員

はい。10番農業委員です。

農業者年金・農業新聞購読加入推進グループから報告とお願いです。 まず、全国農業新聞の購読推進状況ですが、新規が6件、その後7件の加入があり、現在13件となっております。9月までを全国農業新聞の購読加入推進月間となっております。農業委員は各2部、農地利用最適化推進委員が各1部となっております。参考までですが、11月20日までが、今年度の実績となります。また、総会資料の中に、全国農業新聞の購読者一覧表を添付してありますので、購読拡大にご協力ください。

議長

ほかに委員の方からありませんか。

委 員

「挙 手〕

議長

17番農業委員。

委員

はい。17番農業委員です。

農業委員会活動普及・啓発グループからです。皆さんにお願いしました視察研修のアンケート調査につきまして、グループでも協議いたしました。その結果を事務局から報告してもらいます。

事務局

[挙 手]

議長

事務局。

事務局

はい。それでは事務局から報告いたします。

研修の内容につきましては、人・農地プランの取組が多い結果となっております。その他では、鳥獣被害対策についてが4件ありました。また、新型コロナ感染症の感染防止のため、自粛という意見も多いでした。事務局でも、近隣市町の県外研修について、確認しましたが、軒並み中止しているようです。県農業会議にも、県内の農業委員会から、県外研修の相談について確認しましたが、連絡はないとのことでした。来年度

の実施についても、財政課とも協議しております。このようなことから、 グループ内の協議結果としては、今年度の県外研修は、無理して実施す る必要はないとして、中止ということ決定しました。この結果は、文書 でも報告いたします。

議長

2点について、各グループから報告がありました。ご意見はありませんか。

委員 [意見なし]

議長委員の方から、ほかにございませんか。

委 員 [発言なし]

議 長 ないようですので、以上で、本日の議案の審議並びに、報告事項は全 て終了しました。

事務局から何かありますか。

事務局 ○ 令和2年7月豪雨災害義援金について

○ 農業委員会だよりの発行について

○ 人・農地プランの話し合い活動の日程調整について

議長はかにありませんか。

それでは、以上をもちまして、令和2年度 第5回 姶良市農業委員 会総会を閉会いたします。

[閉会]

事務局長 姿勢を正してください。

一同礼。

# 議事録署名委員

	署名委	署名委
	員	員
_		